

栃木県警察音楽隊員の服制に関する訓令（概要）

昭和50年5月31日

栃木県警察本部訓令第7号

本訓令は、栃木県警察音楽隊員の服制に関し必要な事項を定めたものである。

本訓令の主な内容は、

- 隊員の服制
- 演奏服又は演技服の着用

等である。